

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行の合併の認可の申請）</p> <p>第七条 郵便貯金銀行は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 合併後の郵便貯金銀行の定款並びに取締役及び監査役（郵便貯金銀行が監査等委員会設置会社である場合には取締役、指名委員会等設置会社である場合には取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>六～十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請）</p> <p>第八条 郵便貯金銀行は、法第十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 会社分割を行った後における郵便貯金銀行の定款並びに取締役及び監査役（郵便貯金銀行が監査等委員会設置会社である場合には取締役、指名委員会等設置会社である場合には取締役及び執行役）の履歴書</p>	<p>（郵便貯金銀行の合併の認可の申請）</p> <p>第七条 郵便貯金銀行は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 合併後の郵便貯金銀行の定款並びに取締役及び監査役（郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>六～十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請）</p> <p>第八条 郵便貯金銀行は、法第十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 会社分割を行った後における郵便貯金銀行の定款並びに取締役及び監査役（郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、取締役及び執行役）の履歴書</p>

役)の履歴書

六十三 (略)

2 (略)

第十三条 法第二百一十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 二の二 (略)

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に從事する取締役又は監査役(郵便貯金銀行が監査等委員会設置会社である場合には郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に從事する取締役又は監査等委員(郵便貯金銀行の常務に從事する取締役を除く。)、指名委員会等設置会社である場合には郵便貯金銀行の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に從事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。 () を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の二 二十七 (略)

2 6 (略)

第二十八条 法第四百九十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

六十三 (略)

2 (略)

第十三条 法第二百一十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 二の二 (略)

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に從事する取締役又は監査役(郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、郵便貯金銀行の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に從事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。 () を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の二 二十七 (略)

2 6 (略)

第二十八条 法第四百九十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が監査等委員会設置会社である場合には郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社である場合には郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の二丁二十一（略）

2
2
6
（略）

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が委員会設置会社である場合には、郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の二丁二十一（略）

2
2
6
（略）